

「道内空港の運営に関する検討会議」設置要綱

(目的)

第1条 道内空港の運営に関する検討会議（以下「会議」という。）は、平成24年3月に取りまとめられた「空港運営に関する有識者懇談会報告書」の提言等を受けて、今後道が道内空港の運営のあり方について検討を行っていくため、関係者との情報共有と意見交換を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる団体・機関等をもって構成する。

(運営)

第3条 会議は、北海道総合政策部航空局空港運営戦略担当局長（以下「局長」という。）が招集し、これを主催する。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、北海道総合政策部航空局航空課に置き、庶務を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(別表)

北海道
札幌市
函館市
旭川市
釧路市
帯広市
北見市
網走市
苫小牧市
稚内市
紋別市
千歳市
奥尻町
礼文町
利尻町
利尻富士町
美幌町
斜里町
大空町
中標津町
北海道空港株式会社
稚内空港ビル株式会社
釧路空港ビル株式会社
函館空港ビルデング株式会社
旭川空港ビル株式会社
帯広空港ターミナルビル株式会社
根室中標津空港ビル株式会社
オホーツク紋別空港ビル株式会社
女満別空港ビル株式会社
札幌丘珠空港ビル株式会社
社団法人千歳観光連盟
財団法人空港環境整備協会
株式会社日本空港コンサルタンツ
財団法人めまんべつ産業開発公社
札幌国際エアカーゴターミナル株式会社